

本事務連絡は、内閣府（防災担当）及び気象庁からの依頼を踏まえ、文部科学省関係機関に緊急地震速報の訓練を行うことについて、依頼するものです。

事 務 連 絡
令和3年9月27日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体担当課
各大学共同利用機関法人担当課
国立教育政策研究所担当課
科学技術・学術政策研究所担当課
日本学士院担当課
日本芸術院担当課
各文部科学省独立行政法人担当課
各文部科学省国立研究開発法人担当課
日本私立学校振興・共済事業団担当課
公立学校共済組合担当課

御中

文部科学省

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

緊急地震速報の訓練の実施について（依頼）

内閣府（防災担当）及び気象庁から、別添1のとおり、令和3年11月5日（金）に緊急地震速報^{*1}の全国的な訓練を行うことについて依頼がありました。

ついては、別添2及び別添3の訓練概要等を御確認いただき、緊急地震速報の訓練の実施を検討していただくようお願いします。特に、当省委託事業「学校安全総合支援事業」（平成31年度～令和3年度）実施地域においては、積極的な実施をお願いします。また、訓練実施後のアンケート^{*2}への回答にも御協力をお願いします。

本件について、都道府県教育委員会担当課においては、所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会担当課においては、所管の学校に対して、都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を置く国公立大学担当課においては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課においては、所轄の学校及び学校設置会社に対しても周知していただくようお願いします。

なお、緊急地震速報を活用した訓練の成果等については、学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」^{*3}に掲載しておりますので、御参照ください。

- ※1 (気象庁) 緊急地震速報について (本訓練や緊急地震速報の受信端末の導入等)
本訓練や緊急地震速報の受信端末の導入等については、下記のHPを御確認いただくか、下記の気象庁の連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

「緊急地震速報について」(気象庁ホームページ)

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/index.html>

気象庁 地震火山部 地震津波監視課 地震津波防災推進室

TEL 03-6758-3900 (内線5157, 5158)

E-mail bousai-taisaku@met.kishou.go.jp

- ※2 アンケートは、下記のHPにて10月下旬に公開予定です。

「緊急地震速報の訓練 (令和3年11月5日)」(気象庁ホームページ)

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/kunren/2021/02/kunren.html>

- ※3 (文部科学省) 学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html#torikumi>

担当：【事務連絡に関すること】

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官(施設防災担当)付防災調整係

電話 03-5253-4111 (内線 2290)

【防災教育に関すること】

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係

電話 03-5253-4111 (内線 2670)

※別添 1 中に記載のある「別紙 1」、「別紙 2-①、②」、「別紙 3-①」については、本事務連絡には添付していません。訓練を実施する際には、本事務連絡及び別添 2、別添 3 を御参照ください。

令和 3 年 9 月 17 日

緊急地震速報周知・広報及び

利活用推進関係省庁連絡会議 担当者各位

関係指定行政機関等 総合防災訓練担当者各位

内閣府（防災担当）

気 象 庁

津波防災の日に係る緊急地震速報の全国訓練の実施及び訓練参加状況等の調査について（依頼）

（令和 3 年 3 月 10 日付け事務連絡「令和 3 年度緊急地震速報訓練の実施日について」関連）

平素は緊急地震速報の周知・広報及び利活用の促進にご協力いただき誠にありがとうございます。

内閣府及び気象庁は、平成 20 年度より年 2 回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施し、訓練への参加の働きかけをしています。標記関連文書にてお知らせしたように、令和 3 年度 2 回目の訓練については、中央省庁や地方自治体のほか、民間企業や個人も幅広く対象に、令和 3 年 11 月 5 日（金）に実施を予定しています。

各省庁におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策等で御多忙のところ誠に恐縮ですが、別紙 1 のとおり、訓練に可能な範囲で参加いただくとともに、地方支分部局、本文書送付先以外の所管の外局及び所管関係団体等への周知及び訓練参加の可能な範囲での呼びかけ等を行っていただき、訓練参加予定の状況等について別紙 2-①、②、別紙 3-①の様式にてご報告をお願いします。

【本文書送付先】内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

本件問合せ先及び提出先

気象庁 地震火山部 地震津波監視課 地震津波防災推進室
調査官 古謝 植之
情報管理係長 竹本 帝人
倉持 智成

TEL 03-6758-3900（内線 5157, 5158）

E-mail bousai-taisaku@met.kishou.go.jp

緊急地震速報訓練の概要について

1. 訓練概要について

緊急地震速報を見聞きした際に、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施することで、実際に緊急地震速報が発表された時の適切な対応行動を身に付けて頂くとともに、本訓練を契機として日頃からの地震や津波への備えの重要性を再認識してもらうことを目的として、緊急地震速報の全国訓練を実施します。

(1) 実施日時

令和3年11月5日（金）10時00分頃（気象庁からの訓練用緊急地震速報の配信時刻）

※ただし、気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報の配信を急きょ中止する場合がありますので、御了承ください。中止を決定した場合には、速やかにメール等でお知らせします。

(2) 参加機関等

国の機関、地方公共団体、民間企業等、個人

※例年11月頃に実施している訓練は、国の機関及び地方公共団体のほか、配信事業者等を通して緊急地震速報を受信している企業・個人や、一般に緊急地震速報を見聞きする可能性がある方を幅広く対象としています。

(3) 訓練の内容等

訓練参加者は、訓練用の緊急地震速報（以下「訓練報」）を見聞きした際に、速やかに安全な場所へ移動するなど、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施する。

※訓練報の詳細（震源、マグニチュード等）は、気象庁ホームページをご覧ください。
<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/kunren/2021/02/kunren.html>

訓練の実施に際して、緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動を確認するとともに、本訓練を機会として、日頃からの地震や津波への備えや、室内の安全な場所、津波発生時の避難場所などを確認する。

「緊急地震速報を見聞きしたときは」（気象庁ホームページ）
<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/koudou/koudou.html>

本訓練で用いる訓練用の緊急地震速報は、テレビやラジオ等の放送波、携帯電話（スマートフォンを含む）による一斉同報機能（緊急速報メール／エリアメール）では報知されない。具体的な訓練参加方法は次のとおり。

ア 緊急地震速報を気象庁から直接受信している機関

実施日時に、気象庁が訓練報を配信する。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送などを行い、それに合わせて職員等が訓練を行う。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の受信端末を設置している地方公共団体等

実施日時に、消防庁がJ-ALERTを通じ、気象庁から受信した訓練報を配信する。参加機関では、訓練報を用いて庁舎内放送や防災行政無線による放送などを行い、それに合わせて職員や住民等が訓練を行う。

ウ 緊急地震速報を配信事業者から受信している機関等

（ア）配信事業者が訓練報の配信を行う場合

実施日時に、事前調査で希望した配信事業者等に対して気象庁の訓練報が配信され、当該事業者が訓練報を参加機関に向けて配信する。また、緊急地震速報の予報業務許可事業者等が事業者独自の訓練報を配信する場合がある。参加機関では専用受信端末の訓練用報知機能等を用い、その報知等に合わせて職員や個人等が訓練を行う。

（イ）配信事業者が訓練報の配信を行わない場合

専用受信端末に訓練機能がある場合、その機能を活用して訓練を行う。訓練機能がない場合は、以下エの方法で訓練を行う。

エ 訓練報を受信できない機関や個人

（ア）緊急地震速報訓練用動画を使った訓練

気象庁がホームページで公開している緊急地震速報訓練用動画を使用し、その報知に合わせて職員や個人等が訓練を行う。

「緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など」（気象庁ホームページ）

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/kunren/kit.html>

（イ）スマートフォンを活用した訓練

スマートフォン用の「地震防災訓練アプリ」を使用し、専用ブザー音をきっかけに職員や個人等が訓練を行う。

「地震防災訓練アプリ」（株式会社NTTドコモホームページ）

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/earthquake_warning/disaster_prevention/index.html

（４）シェイクアウト訓練を実施する場合

防災研究者が中心となり結成され、シェイクアウト訓練を提唱・サポートしている「効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議」では、シェイクアウト訓練の実施を呼びかけ、実施団体を認定し公表しています。

訓練主催者（所管団体等）が実施を予定している緊急地震速報訓練でシェイクアウト訓練を行う場合に、同会議が提唱する訓練としても実施登録することができます。登録を希望する場合は、令和3年9月24日～10月29日の期間中に同会議のホームページで申請手続きを行う必要があります。詳細は以下URLよりご確認ください。

<http://www.shakeout.jp/>

＜効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議が提唱する「シェイクアウト訓練」＞
科学的な裏付けのある地震シナリオにもとづき、事前登録の上、指定された日時に、地震から身を守るための3つの安全確保行動（①まず低く、②頭を守り、③動かない）を各人がいる場所（職場、学校、外出先等）で約1分間行うというもの

(5) 訓練実施にあたっての留意点

- ・テレビ、ラジオ（一部のコミュニティFM等を除く）等の放送波、携帯電話（スマートフォンを含む）による一斉同報機能を使った訓練報の配信は行いません。
- ・配信事業者によっては、都合により訓練報を配信しない場合があります。利用している専用受信端末に訓練報が配信されるかどうかについては、契約の配信事業者等に事前に問い合わせ願います。

(6) 訓練周知・参加呼びかけ等の取り組み

- ・気象庁ホームページに訓練用の特設サイトを設け、訓練周知・参加呼びかけや訓練実施の支援資料を掲載します。また、気象台は都道府県と連携して市区町村等へ訓練実施を働きかけたり、住民等への緊急地震速報についての説明への協力等の支援を行います。

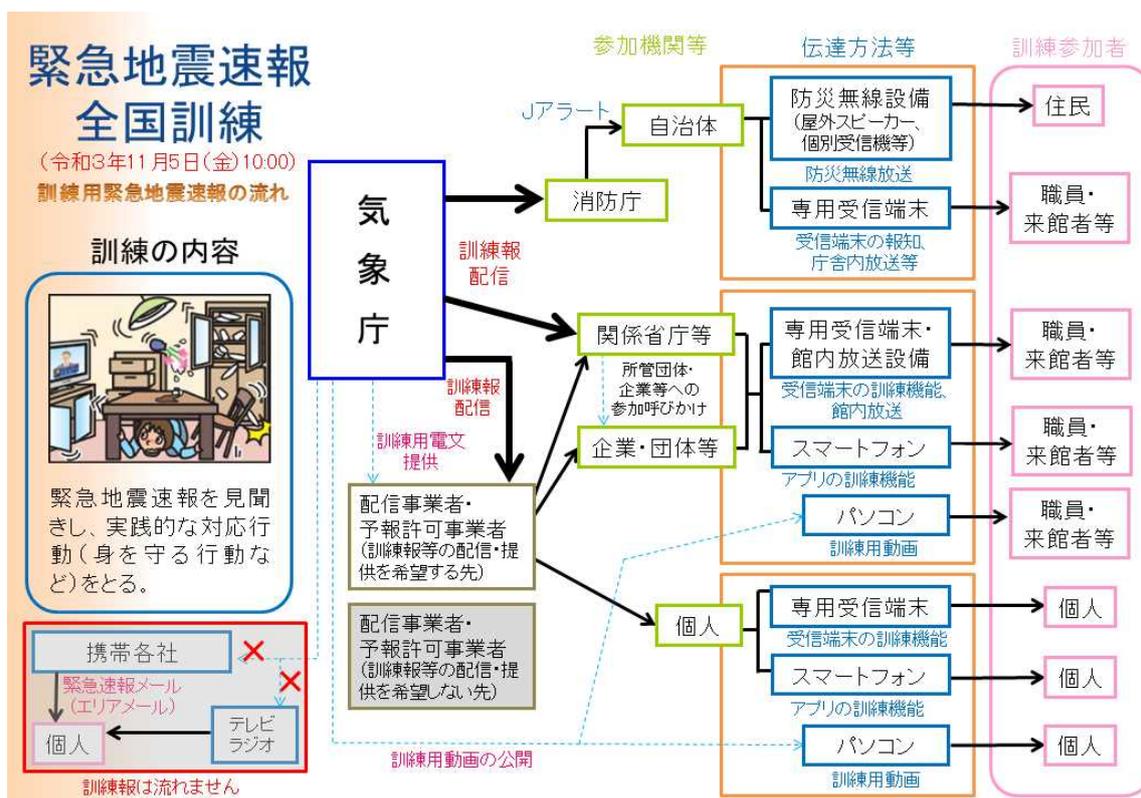
「緊急地震速報を活用した訓練について」（気象庁ホームページ）

<https://www.data.jma.go.jp/eew/data/nc/kunren/kunren.html>

※訓練の特設サイトは上記ページからリンクしています。

- ・各省庁の協力のもと、各省庁の地方支分部局及び所管する関係団体等に対して、訓練実施の周知・訓練参加の要請を行い、訓練参加機関（公表可能な機関に限る）の名称等について気象庁ホームページの訓練特設サイトに順次掲載します。
- ・気象庁では、配信事業者等による訓練報の配信予定について調査し、公表可能な事業者の名称等について気象庁ホームページの訓練特設サイトに順次掲載します。

訓練用緊急地震速報の流れ（イメージ）



11月5日は
津波防災の日

11月5日（金）は 緊急地震速報の訓練に 参加しましょう！

緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに
身を守る行動ができるようにしましょう

- ・ **令和3年11月5日(金)10時00分頃**に、訓練に参加する地方自治体の防災行政無線や、一部商業施設などで緊急地震速報の放送があります。

※訓練の緊急地震速報は、テレビ・ラジオの放送や、携帯電話・スマートフォンの緊急速報メール（エリアメール）には流れません。（一部のコミュニティFM等を除く）

- ・ 普段から、家具の固定など地震への備えをすすめ、津波避難場所なども確認しておきましょう！



国土交通省
気象庁



どうやって訓練に参加するの？

- お住まいの自治体の防災行政無線や商業施設などで緊急地震速報が放送される場合があります。自治体からのお知らせ、気象庁のホームページ等でご確認ください。
- 緊急地震速報を受信する端末をお持ちの方
 - ご契約の事業者から配信される¹⁾ 訓練用の緊急地震速報や受信端末に備わる訓練機能を利用してみましょう。
- 受信端末をお持ちでない方
 - 気象庁ホームページで公開している訓練用動画²⁾ や、スマートフォンの訓練用アプリ³⁾ を使ってみましょう。

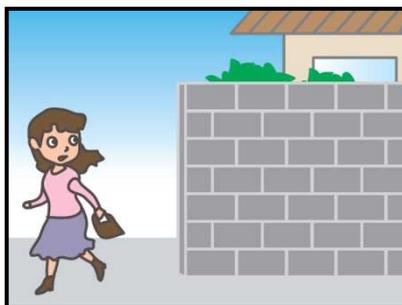


緊急地震速報を聞いたら、どうすればいいの？

緊急地震速報を見聞きしたときの行動は、まわりの人に声をかけながら「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本です。



頭を守って、安全な場所に避難！



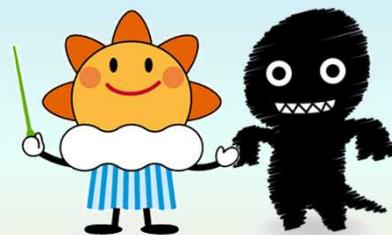
危ない場所から離れて！



お店では、あわてず係員の指示に従って！

シェイクアウト訓練

- シェイクアウト訓練とは、地震の際の安全確保行動1-2-3「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける訓練です。当日、シェイクアウト訓練が行われる自治体にお住まいの場合は積極的に参加してみましょう。



気象庁マスコットキャラクター「はれるん」
シェイクアウトキャラクター「シェイククエイク」

気象庁の
ホームページも
見てね！



- 1) 訓練用の緊急地震速報の配信の有無については、**ご契約の事業者等の周知・案内等をご確認ください。**（訓練用の緊急地震速報を配信する予定の事業者名は、気象庁のホームページにも掲載予定です。）配信される場合は、訓練用の緊急地震速報を受信した時の**端末の動作等についてもご確認ください。**
- 2) 緊急地震速報訓練用動画や訓練の詳細については、気象庁のホームページをご覧ください。
- 3) 株式会社NTTドコモ「地震防災訓練アプリ」は各社のスマートフォンで利用可能です。（一部ご利用できない機種もあります。）詳細については株式会社NTTドコモのホームページをご覧ください。

緊急地震速報を活用した訓練について
(気象庁ホームページ)

緊急地震速報 訓練



【お問い合わせ先】 気象庁 地震火山部
地震津波監視課 地震津波防災推進室
〒105-8431 東京都港区虎ノ門3丁目6番9号
電話：(03)6758-3900（内線5158）